

令和5年度 第2回 第12地区教科書採択教育委員会協議会議事録

- 1 日 時 令和5年5月25日(木) 16時58分から17時20分
- 2 場 所 帯広経済センタービル4階 N401
- 3 出席委員  
会 長 菅野 勇次(幕別町)  
監 事 程野 仁(芽室町) 加賀 学(池田町)  
委 員 土屋 仁志(士幌町) 小堀 雄二(上士幌町) 渡辺 雅人(鹿追町)  
渡會 崇善(新得町) 山下 勇(清水町) 上田 禎子(中札内村)  
細川 徹(更別村) 沼田 拓己(大樹町) 菅原 康博(広尾町)  
中川 直幸(豊頃町) 水野 豊昭(浦幌町) 高橋 哲也(本別町)  
東海林弘哉(足寄町) 有田 勝彦(陸別町)

4 欠席委員 副会長 福地 隆(音更町)

5 出席した事務局職員

幕別町教育委員会教育部長 川瀬 吉治  
" 学校教育課長 西田 建司  
" 係長 酒井 貴範

6 オブザーバー

十勝教育局教育支援課義務教育指導班主査 児玉 祥洋

7 傍聴者 なし

8 協 議

(菅野会長)

ただ今から、令和5年度第2回第12地区教科書採択教育委員会協議会を開催いたします。  
それでは、さっそく会議に入りたいと思います。

本日も協議いただく案件は2件であります。

1件目は、規約第11条の規定に基づく調査委員会設置に係る規則の制定、2件目は規則の決定をいただきました後、調査委員会委員の推薦町村の指定について、ご協議いただくものでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、事務局から事務報告をいたします。

(事務局：川瀬教育部長)

本日の会議につきましては、音更町 福地副会長から欠席の報告を受けており、委員18名中17名が出席しております。規約第9条第4項の規定による3分の2以上の出席がありますので、本会議が成立しておりますことを報告いたします。

また、十勝教育局から義務教育指導班 児玉主査にご出席をいただいております。以上です。

(菅野会長)

それでは「協議案第3号 令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明いたします。

(事務局：西田学校教育課長)

議案書の2ページをご覧ください。

「協議案第3号 令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会規則の制定について」、ご説明申し上げます。

今回制定いたします調査委員会規則につきましては、協議会規約第11条の規定に基づき、令和6年度から使用する小学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて意見を聴くために制定するものであります。

なお、内容につきましては、配付しております会議資料の1～4の教科書採択に関する通知を準拠したものとなっております。

それでは条文に従いまして、ご説明申し上げます。

第1条、調査委員会の役割につきましては、小学校用教科用図書及び附則第9条図書に関する調査研究をするものと定めております。

第2条、調査委員の定数と構成についてであります。3ページの別表のとおり、11教科と、附則第9条図書を合わせ、12の小委員会を設置します。2ページに戻りますが、調査委員を合計78名と定め、各町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定するものとしております。

また、調査委員は、第1号の校長、教頭、主幹教諭及び教諭、第2号の町村教育委員会の指導主事等、第3号の学識経験者又は保護者をもって構成するものであります。

第3条の調査委員の欠格条項につきましては、3ページ下段の別記をご覧ください。

調査委員となることのできない者とし、第1項、教科用図書発行者の役員及び従業員、並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族、第2項、事実上、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響を有している者、第3項、教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員、第4項、過去に特定の教科用図書の推奨や排除のために宣伝を行った者、第5項、教科用図書の採択を行う年の3月31日から遡った4年間、第1号から4ページにわたりますが、第5号に掲げる教科用図書等の著作または編集に関与した者、第6項、第5項の者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者、と規定しております。

2ページにお戻りください。

第4条、調査委員会の運営であります。調査委員会は協議会の会長が招集すること等を規定しております。

第5条、調査研究の方法とし、学習指導要領の目標及び内容などを踏まえ、教科用図書の発行者が作成する教科書編集趣意書及び道教委が作成する採択参考資料を参考として行うとするものであります。

第6条、設置期間につきましては、本日、令和5年5月25日から令和5年8月31日までとしております。3ページをご覧ください。

第7条、補則とし、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定めることとしております。

施行日につきましては、令和5年5月25日から施行するものであり、令和5年8月31日限り、その効力を失うことを規定しております。

なお、中学校用教科書の採択についてであります。会議資料1の、北海道教育委員会発出の「令和6年度(2024年度)使用教科書の採択事務処理について」の3ページをご覧ください。

文部科学省の通知の1の(2)中学校用教科書の採択についてということで、「令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」とされております。

ただし書きにおきましては、採択の特例に関する法律であり、その場合には異なる教科書を採択することができるとされています。

しかし、採択の特例に該当する要件がない事から、十勝教育局とも協議のうえ、当協議会としては、中学校用教科書につきましては、調査委員会を設けずに進めさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(菅野会長)

ただいま、事務局から説明がありました。

ご質問を受けたいと思います。ございませんか。

(委員一同)

なし。

(菅野会長)

お諮りいたします。

「協議案第3号 令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会規則の制定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(委員一同)

異議なし。

(菅野会長)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

(菅野会長)

次に、「協議案第4号 令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦町村の指定について」を議題といたします。事務局から説明いたします。

(事務局：西田学校教育課長)

議案書の5ページをご覧ください。

「協議案第4号 令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦町村の指定について」、ご説明申し上げます。

調査委員会の委員につきましては、協議会規約第11条第3項の規定に基づき、協議会が推薦すべき町村を指定し、その後、町村教育委員会からの推薦に基づき、協議会が決定することになっております。

次のページの別表「令和5年度小学校教科用図書調査委員（案）」をご覧ください。

こちらの別表には、調査する教科ごとに11の小委員会と、附則第9条図書に関する小委員会の合計12の小委員会につきまして、各町村の小学校数、教職員数、児童数等を考慮し、町村ごとの調査委員案を示させていただいております。

なお、学識経験者等の第3号の調査委員に、各町村の教育委員を委嘱することにつきましては、教育委員が各町村の教科用図書を採択する立場にありますことから、調査委員として推薦いただくことは好ましくないと考えられますので、ご留意ください。

また、調査委員名の公表につきましては、採択の公正確保の観点から、採択終了後とすることが適当である旨、会議資料2の北海道教育委員会教育長発出の採択基準でも示されておりますので、調査委員個々におかれましても、自覚されるようお伝えいただきたいと思います。

次に、調査委員会委員の謝金及び費用弁償の取扱いにつきましてご説明いたします。

会議資料の45ページになりますが、会議資料5をご覧ください。

謝金につきましては、調査委員会規則第2条第3号に規定する、採択地区内の学識経験者又は保護者である調査委員に、日額5,000円を支給いたします。

また、費用弁償につきましては、調査委員全員に、鉄道・バス利用の場合は実費、自家用車利用の場合は1kmにつき30円、日当として1,000円を支払うこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(菅野会長)

ただいま、事務局から説明がありました。

ご質問を受けたいと思います。ございませんか。

(委員一同)

なし。

(菅野会長)

お諮りいたします。

「協議案第4号 令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦町村の指定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(委員一同)  
異議なし。

(菅野会長)  
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
各教育委員会におかれましては、調査委員の推薦について、よろしくお願いいたします。

(菅野会長)  
以上で、すべての議事を終了いたしました。

(菅野会長)  
次に、その他といたしまして、「(1) 教科用図書に係る協議が調わなかった場合の議決方法等について」、事務局から説明いたします。

(事務局：西田学校教育課長)

教科用図書に係る協議が調わなかった場合の議決方法等につきまして、ご説明いたします。

教科用図書の協議につきましては、平成27年6月22日に改正しました第12地区教科書採択教育委員会協議会規約第9条第3項に『原則として委員全員の一致により議決するものとする。ただし、十分な議論を尽くしても委員全員の意見が調わない種目については、委員（前項の代理人含む）による採決を行い、過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。』と規定されております。

協議が調わなかった場合の取り扱いについて、規則で定めているところではありますが、再度確認するものであります。

なお、法改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項において、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」と規定されているところであります。

このようなことは無いものと思われませんが、協議会の選定結果と異なる教科用図書を採択しようとする教育委員会にあっては、第12地区から独立するか、又は教科書無償法の適用を受けずに教科用図書を決定することになりますが、いずれの場合も、自ら調査のうえ、採択しようとする教科書の優位性を地域住民、北海道教育委員会等に対して説明する責任を有することになりますので申し添えます。以上で説明を終わらせていただきます。

(菅野会長)  
ただいま事務局から説明がありました。この件については、よろしいですか。

(委員一同)  
はい。

(菅野会長)  
次に、「(2) 今後の日程について」、事務局から説明いたします。

(事務局：西田学校教育課長)

今後の日程につきまして、ご説明いたします。

会議資料の46ページになりますが、会議資料6をご覧ください。

次回、6月23日(金)の第3回協議会は、14時から十勝教育研修センターにおいて開催いたしますが、推薦いただいた調査委員を決定していただくこととなります。

また、7月19日(水)の第4回協議会におきましては、各調査委員会からの報告と質疑応答及び協議を行い、7月28日(金)の第5回協議会におきましては、前回同様に、教科用図書を種目毎に2種に絞り込み、最終となります8月8日(火)の第6回協議会では、1種の教科用図書を決定いただく予定になっております。

特に第6回協議会につきましては、協議会規約第9条第2項の規定に基づき、「教科用図書を種目ごとに1種決定するための協議を行う会議は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますことから、委員の皆様には万障繰り合わせのうえ、ご出席いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

(菅野会長)

ただいま事務局から説明がありましたように、第3回協議会を6月23日(金)、14時から十勝教育研修センターで開催いたします。

また、教科用図書の最終決定となる8月8日(火)の第6回協議会につきましては、全委員の出席が必要となりますので、日時の確保につきまして、特段のご配慮いただきますようお願いいたします。

開催案内につきましては、その都度ご案内いたしますので、よろしくようお願いいたします。

(菅野会長)

次に、「(3) 調査委員の推薦手続きについて」、事務局から説明いたします。

(事務局：酒井学校教育係長)

調査委員の推薦手続きにつきまして、ご説明いたします。

資料47ページの会議資料7をご覧ください。

1点目は、調査委員の推薦についてであります。6月8日(木)までに、48ページの別紙1により提出をお願いいたします。

2点目は、調査委員の委嘱についてであります。49ページに委嘱状の様式を掲載しておりますので、第3回協議会で調査委員決定後、6月23日(金)から6月27日(火)の第1回調査委員会前日までに、各町村の教育委員会から委嘱状の交付をお願いいたします。

50ページは、承諾・承認書の様式、51ページは欠格条項に該当しないことの誓約書の様式であります。委嘱に当たっては、先ほど説明しております欠格条項に該当しないものであることはもとより、発行者と縁故のある研究団体に所属している者を除くなど、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、ご留意いただきますようお願いいたします。

資料の52ページに戻っていただきまして、旅費の明細書の様式になります。こちらにつきましては、6月28日(水)に予定しております第1回調査委員会の際に提出いただきますようお願いいたします。資料の53ページは、各町村教育委員会会議の議案例であります。

最後に資料の46ページにお戻りください。調査委員会の日程ですが、右側の欄に記載しておりますが、合計で3回の開催を予定しております。

1回目は6月28日(水)の14時から、2回目は7月7日(金)、3回目は7月14日(金)のいずれも10時から17時頃までを予定しております。また、会場は、幕別町の十勝教育研修センターで行いますので、調査委員の内諾を得る際、併せてお話いただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

(菅野会長)

この件については、よろしいですか。

(委員一同)

はい。

(菅野会長)

他に何かございませんか。

(委員一同)

なし。

(菅野会長)

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回第12地区教科書採択教育委員会協議会を終了いたします。お疲れ様でした。